

ケンミンショー旅アワード 2026 応募規約

本規約は、ケンミンショー旅アワード実行委員会（以下「主催者」といいます。）の主催する、ソーシャルネットワークサービス「TikTok」「Instagram」（以下「投稿プラットフォーム」といいます。）に投稿用の縦型ショート動画向けコンペティション「JTB ケンミンショー旅アワード 2026」（以下「本コンペティション」といいます。）を開催するに当たり、応募者の遵守事項及びその他の重要事項を定めるものです。応募者が本コンペティションに応募をした時点で、応募規約の一切の内容を確認し、そのすべてに同意をしたものとみなします。また、本規約の規定と本規約外の本コンペティションに関する説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第1条（本コンペティションの目的）

本コンペティションは、応募者が投稿プラットフォームに投稿したテーマ、主題の指定なく作成した縦型ショート動画（以下、本コンペティションに応募される映像作品を「応募作品」といいます。）から、優秀な作品を選定することを目的として開催されるものです。

第2条（応募資格）

- 1 本コンペティションには、次の各号に掲げるすべての条件を満たす方のみ応募することができるものとします。
 - ① 年齢が13歳以上で、投稿プラットフォームアカウントをお持ちの方
 - ② 国籍は問いませんが、日本語でのコミュニケーションが可能な方
 - ③ 本規約に従った権利譲渡及び許諾等を行うことができる方
- 2 前項にかかわらず、応募時点で未成年の方は、前項に加えて、保護者の同意を得るとともに、主催者の求めに応じて所定の保護者同意書を提出することができる方のみ、本コンペティションに応募することができます。
- 3 主催者による応募者への連絡は、応募作品が投稿された投稿プラットフォームアカウントにダイレクトメッセージを送付する方法その他主催者が相当と認める方法をもって行います。

第3条（グループ等の取扱い）

- 1 2名以上の複数の方から成る団体（法人格の有無を問いません。以下「グループ」といい、グループによる応募者を「グループ応募者」といいます。）は、前条各項に加え、次の各号に掲げるすべての条件を満たす場合のみ、本コンペティションに応募することができます。
 - ① あらかじめその代表者（以下「代表者」といいます。）を定めること
 - ② 代表者の責任と負担において、応募作品を本コンペティションに応募すること、本規約及び個人情報保護方針の規定が適用されることについて、あらかじめグループの構成員全員の同意を得るとともに、主催者から求められたときは、所定の保護者同意書を提出できること（構成員に未成年者を含むときはその保護者の同意を含むものとし、前条第2項が適用されるものとします。）。
- 2 事務局は、グループ応募者あての通知、請求その他連絡について、代表者にのみこれらの通知等をすれば足り、グループ及びグループ応募者全体に対してこれらの通知等がなされたものとみなすものとします。
- 3 グループ応募者における本規約に基づく応募者としての地位並びに応募者及び入賞者の権利義務は、いずれも代表者（グループが法人格その他権利義務の帰属主体となり得る資格を有するときは当該グループ）

に帰属するものとします。

- 4 主催者は、本コンペティション及びそれに伴う権利義務の帰属について、グループ応募者の構成員間に生じた一切の紛争（費用の負担割合、入賞特典の分配方法等を含みますが、これらに限定されません。）につき何ら責任を負わないものとします。

第4条（募集期間）

本コンペティションの募集期間は、2026年7月1日（水）00時00分から2026年10月4日（日）23時59分まで（日本時間）とします。

第5条（応募方法）

- 1 応募者は、応募作品を、前条の募集期間内に、ハッシュタグ「#JTB ケンミンショー旅アワード 2026」を付けて投稿プラットフォームに投稿する方法により本コンペティションに応募するものとします。
- 2 郵送又は持ち込みその他前項以外の方法による応募は受け付けません。
- 3 主催者は、投稿プラットフォームに前条の募集期間内にアップロードされたもののみ、応募作品として受け付けるものとします。
- 4 応募者は、複数の応募作品を投稿することができます。
- 5 応募者は、第1項の応募が完了した後は、その応募を撤回し、又は取り下げることができないものとします。応募者が、応募作品を主催者の承諾なく削除した場合、当該応募作品は、選考対象外となります。
- 6 応募作品の創作及び本コンペティションへの応募等に係る一切の費用（第7条の権利処理費用を含みます。）は、応募者の負担とします。

第6条（応募作品）

- 1 応募作品は、実写・CG・アニメーション・AIなど形式を問いませんが、次の各号に定めるすべての条件を満たすものに限られるものとします。
 - ① 応募者の独自の発想に基づく表現形式等により、オリジナルで創作した作品であること
 - ② 応募時に他のコンペティション等で受賞歴の無い作品であること
 - ③ 投稿プラットフォームにおいて公開範囲の制限がないこと
 - ④ 第三者の著作物又は実演を無断で利用したものでないこと（第三者の著作物等を利用するときは、次条の規定を遵守してください。）
 - ⑤ 第三者の商標権、著作権その他の知的財産権、パブリシティ権、プライバシー権その他の権利を侵害するものでないこと
 - ⑥ 主催者、本コンペティション又は第三者を侮辱し、誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する内容でないこと
 - ⑦ 日本国内外の法令又は公序良俗に反する内容でないこと
 - ⑧ 犯罪又は犯罪的行為に結びつく動画でないこと
 - ⑨ 投稿プラットフォームの利用規約又はガイドラインに違反していないこと
 - ⑩ 前各号のほか、主催者が不適切であると認める内容でないこと
- 2 応募作品は、投稿された映像作品が本条の条件を満たす限り、複数投稿から構成される作品でも構いません。ただし、主催者は、自らの裁量によって、これらの複数投稿のうち一部のみを審査対象とすることが

でき、応募者は、これに異議を述べないものとします。

- 3 応募作品が企業とのタイアップ動画その他営業活動、営利、広告宣伝を目的とする内容である場合、応募者は、前2項の条件のほか、次の各号に掲げるすべての条件を満たす場合のみ、選考対象として扱われるものとします。

- ① 応募者が、応募に先立ち、主催者に対し、当該応募作品が上記目的とする内容の映像作品であることを届け出て、応募につき了承を得ること。
- ② 応募者にて、次条に定める権利関係の処理の責任に加えて、当該応募作品について応募者と契約関係のある広告主、広告代理店その他の者全てから、本コンペティションに当該応募作品を応募すること及び主催者が本規約に定める範囲内で当該応募作品を利用する旨（投稿プラットフォーム、WEB サイト、SNS、各種ソーシャルメディア等で公表される旨を含みます。）に係る同意並びに許諾を得るとともに、主催者から求められたときは、当該同意ないし許諾を証する書面を提出できること。

第7条（応募作品に係る権利関係の処理の責任）

- 1 応募者は、第三者の著作物等を応募作品において複製又は翻案するときは、あらかじめ、当該第三者から、当該複製又は翻案に係る同意（著作者人格権及び実演家人格権に基づく同意を含みます。以下同じ。）及び許諾（著作権法第63条及び第103条の許諾を含みます。以下同じ。）並びに主催者が本規約に定める範囲内で当該応募作品を利用する旨（投稿プラットフォーム、WEB サイト、SNS、各種ソーシャルメディア等で公表される旨を含みます。）に係る同意及び許諾を得るものとします。
- 2 応募者は、その応募作品において著作者、実演家その他第三者の氏名又は肖像等を使用又は表示するときは、あらかじめ、これらの者から、当該使用又は表示に係る同意及び許諾並びに主催者が本規約に定める範囲内で当該応募作品を利用する旨（投稿プラットフォーム、WEB サイト、SNS、各種ソーシャルメディア等で公表される旨を含みます。）に係る同意及び許諾を得るものとします。
- 3 応募者は、その応募作品において、撮影及び映像利用に許諾を要する施設を使用又は表示するときは、あらかじめ、当該施設の管理者から、前項と同様の同意及び許諾を得るものとします。
- 4 応募者は、その応募作品において、通行人その他第三者の肖像権、プライバシー権その他の権利を侵害しないよう撮影及び映像処理を行うものとします。
- 5 応募者は、主催者が本規約に基づき応募作品を使用することに関して、第三者から異議の申出若しくは権利侵害の通知を受け、又は主催者と当該第三者との間に紛争が生じたときは、自らの責任と費用負担においてこれを処理、解決するものとし、主催者及びその指定する者（協賛者を含みますがこれに限りません。以下同じ。）に何らの迷惑も掛けないものとします。

第8条（禁止行為）

応募者は、本コンペティションに参加するに当たり、次の各号に掲げるいずれかの行為をしてはならないものとします。

- ① 本規約に違反する行為
- ② 虚偽の申告又は届出をなす行為
- ③ 主催者又は第三者の権利を侵害する行為
- ④ 主催者又は第三者に不利益ないし損害を与える行為
- ⑤ 本コンペティションの運営を妨害する行為
- ⑥ 選挙活動又はこれに類する行為その他政治又は宗教に関する行為

- ⑦ 主催者、本コンペティション又は第三者を侮辱し、誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する行為
- ⑧ 日本国内外の法令又は公序良俗に反する行為
- ⑨ 犯罪又は犯罪的行為に結びつく行為
- ⑩ 投稿プラットフォームの利用規約又はガイドラインに違反する行為
- ⑪ コンピュータウィルス等の有害なプログラムを使用又は提供する行為
- ⑫ 前各号に該当するおそれのある行為
- ⑬ 前各号のほか、主催者が不適切であると認めた行為

第9条（応募者の地位の喪失）

- 1 応募者（グループ応募者の場合はそのいずれか又はその役職員のいずれかをいいます。）に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該応募者は、何らの通知催告等を要することなく、本コンペティションの応募者としての地位を喪失し、本規約に基づく権利を失うものとします。
 - ① 応募作品が第6条第1項各号のいずれかの条件を満たさない又は応募者に前条各号のいずれかに該当する行為があったと主催者が認めたとき
 - ② 第7条第5項の事由が生じたとき
 - ③ 主催者からの連絡に対して2週間以上回答がないとき
 - ④ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当したとき
 - ⑤ 反社会的勢力に自己の名義を利用させたとき
 - ⑥ 自ら又は第三者を利用して、本コンペティションに関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いたとき又は偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、若しくは信用を毀損したとき
- 2 前項により応募者としての地位を喪失したときも、本規約に基づく応募者の義務は免除されず、既に応募者が本規約に基づき主催者及びその指定する者に許諾した権利に影響を与えないものとします。
- 3 前2項の規定は、主催者の当該応募者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第10条（一次審査）

- 1 主催者は、一次審査（一次選考）として、応募作品の中から、作品のクオリティーや、再生回数や「いいね数」を含め総合的に評価し、30組程度のファイナリストを選出します。
- 2 主催者は、本コンペティションの運営上の都合等により、前項のファイナリストの数を任意に増減させることができるものとします。
- 3 主催者は、第1項の審査結果について、応募者に対して個別に連絡を行わないものとします。
- 4 前項の規定は、主催者が第1項の審査に当たり必要と判断したときに応募者に対して必要な問合せ又は照会を行うことを妨げるものではなく、当該問合せ又は照会を受けた応募者は、速やかにこれに回答するものとします。
- 5 主催者は、ファイナリスト及びその応募作品を、自ら又は第三者の投稿プラットフォーム、WEBサイト、SNS、各種ソーシャルメディア等において公表することによって発表することができます。
- 6 ファイナリストは、主催者から求められたときは、連絡先その他必要な情報をその指定された方法にて期限までに申告するものとし、その情報に変更が生じたときは、指定された方法により速やかに申告するものとします。主催者は、ファイナリストがこれらの申告を怠ったことにより被った不利益及び損害につい

て、何ら賠償する責めを負わないものとします。

第 11 条（本審査）

- 1 主催者は、別途選定した審査員（以下「審査員」といいます。）により、前条のファイナリストから、入賞作品及び入賞者（入賞作品の応募者及び次項第 2 号により追加された部門にて選定された入賞者をいいます。以下同じ。）を選定します。
- 2 主催者は、本コンペティションの運営上の都合等により、任意に、次の各号に定める行為ができるものとします。
 - ① 審査員の全部又は一部を変更すること
 - ② 特別賞その他受賞部門を追加すること
 - ③ 入賞作品その他の応募作品の出演者など、応募者以外を対象とする部門を追加し、入賞者として選定すること（当該部門が必ず設けられることを保証するものではありません。以下、本号により追加された部門にて選定された入賞者を「応募者外入賞者」といいます。）
- 3 主催者及び審査員は、自らの裁量によって前条の一次審査及び本条の審査を行うことができるものとし、これらの審査に関する審査方法、審査内容、審査の過程及び審査結果等に関する問合せには一切応じないものとします。

第 12 条（入賞作品及び入賞者の発表）

- 1 入賞作品及び入賞者は、2026 年 12 月 1 日に発表します。
- 2 入賞作品及び入賞者が複数又は該当なしとなる場合があります。
- 3 次条に定める本コンペティションの入賞者としての権利義務は、本規約に特に別異の定めのない限り、本条の発表の時をもって生じるものとします。

第 13 条（入賞者への副賞）

- 1 主催者は、各賞の入賞者に対し、副賞を授与するものとします。副賞の内容、種類、授与方法その他の詳細は、主催者が定めるものとし、協賛企業の都合その他の事情により変更される場合があります。これらの事項は、主催者が適当と認める方法により、随時告知します。
- 2 入賞者は、主催者が入賞者に対して入賞者に選考された旨の通知を発した時をもって、主催者及びその指定する者に対し、自己の企業 WEB サイト等において、広報を目的とし、録音又は撮影された入賞者の音声、肖像を含むプロフィール等を無制限、無期限かつ取消不可能の条件にて利用をすることを無償で許諾するものとします。

第 14 条（入賞者の地位の喪失）

- 1 入賞者（応募者外入賞者の場合は、当該入賞者が関与した応募作品の応募者を含みます。）に第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったと主催者が認めたときは、当該入賞者は、時期のいかんを問わず、何らの通知催告等を要することなく、本コンペティションの応募者としての地位とともに、本コンペティションの入賞者としての地位を喪失し、本規約に基づく権利を失うものとします。
- 2 応募者外入賞者について、主催者は、入賞者に選考された旨の通知を、当該入賞者が関与した応募作品の応募者を通じて行います。当該通知を当該応募者が受領した後、2 週間以内に当該応募者を通じて当該入賞者から連絡がない場合、主催者は、当該応募者外入賞者は、入賞を辞退したものとみなします。

3 第9条第2項及び第3項の規定は、入賞者としての地位の喪失等について準用します。

第15条（応募作品及び入賞作品に係る知的財産権）

応募作品に係る著作権その他の知的財産権（意匠登録を受ける権利並びに著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含みます。以下、次条までにおいて同じ。）は、応募者に留保されるものとします。ただし、応募者は、主催者に対し、次の各号に掲げる事項を無償で許諾するものとします。

- ① その知的財産権の帰属にかかわらず、主催者の判断において応募作品を主催者又はその指定する者の投稿プラットフォーム、WEBサイト、SNS、各種ソーシャルメディア等で公開すること
- ② 主催者又はその指定する者の広告宣伝のために、応募作品を、テレビ放送、DVDやブルーレイディスクなどのビデオグラム化、街頭ビジョン等の映像媒体への放映、新聞、雑誌若しくはカタログなどの各種印刷物への掲載又は記者発表会など各種イベント等にて上映すること
- ③ 主催者又はその指定する者において、応募作品を使用する際、前2号の公開に必要最小限の範囲で、長さ、サイズ、色調整等の修正その他の編集を行うこと
- ④ 応募作品を主催者又はその指定する者のPCにダウンロードし、それをDVDやハードディスクに記録・複製し、保存・保管しておくこと

第16条（著作者人格権の不行使）

- 1 応募者は、主催者及びその指定する者に対し、自ら又は第7条第1項の第三者をして、その著作者人格権を行使し、又は主張しないものとします。
- 2 前項の規定は、応募作品の実演家が有する実演家人格権について準用するものとします。

第17条（停止又は中止）

- 1 主催者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、主催者の判断により、予告なく本コンペティションの全部若しくは一部を一時停止し、又は中止することができるものとします。
 - ① 天災地変（火災、地震、津波、台風、豪雨、落雷、新型コロナウイルス感染症その他の疫病の流行、輸送機関又は通信回線の事故等を含みますが、これらに限りません。）、法令改正、行政措置、労働争議その他の主催者の責めに帰することのできない不可抗力の事由が生じたとき
 - ② 本コンペティションを実施するための設備、装置、システムの保守点検若しくは更新を定期的に又は緊急に行うとき
 - ③ 前号の設備、装置、システムに何らかの不具合又は障害が生じたとき
 - ④ 前各号に定めるもののほか本コンペティションの運用上の理由又は不測の事態により、本コンペティションの一時停止又は中止が必要であると主催者が判断したとき
- 2 主催者は、前項の規定に基づく本コンペティションの一時停止又は中止により応募者に生じた不利益及び損害について、その事由のいかんを問わず、一切の責任を負わないものとします。

第18条（個人情報の取扱い）

- 1 主催者は、本コンペティションに当たり応募者から提供される個人情報を、次の各号に定める目的で必要な範囲において使用します。
 - ① 本コンペティションに関する事項の通知
 - ② 応募作品に関する応募者への問い合わせ

- ③ 第 10 条及び第 11 条の審査
 - ④ (入賞者に限ります。) 第 13 条第 2 項の広報目的での使用
 - ⑤ 統計資料の作成
 - ⑥ 本コンペティションに関するアンケートの送付
 - ⑦ その他主催者からの連絡
- 2 主催者は、前項の個人情報を、応募者本人の同意がある場合を除いて、第三者に提供しません。ただし、法令の定めがある場合等、個人情報保護方針にて定める事由がある場合を除きます。詳しくは主催者ウェブサイトの個人情報保護方針をご覧ください。
- 3 主催者は、本コンペティションの開催、運営に必要な範囲で、個人情報を第三者に提供する際には、機密保持に関する条項を含む契約を締結する等、個人情報を適切に管理させる義務を負うものとしします。

第 19 条 (免責)

- 1 応募者は、本コンペティションへ応募するに当たり、主催者の運営方法に従うものとし、その運営方法に対し一切異議等を申し立てないものとしします。
- 2 主催者及び審査員は、本コンペティションへの参加その他本コンペティションに関連して応募者に直接的・間接的に発生したトラブルや事故、問題、損害に関し、一切の責任を負わないものとしします。
- 3 主催者は、本規約に基づき応募作品が使用されることに関する第三者からの異議の申出(第 7 条第 5 項の異議の申出を含みますがこれに限りません。)又は権利侵害の通知その他トラブルについて、一切の責任を負わないものとしします。
- 4 主催者は、本コンペティションを通じて応募者に提供する情報(第三者から提供された情報を含みます。)について、その正確性、有用性、相当性及び適合性等を一切保証しないものとしします。

第 20 条 (損害賠償責任等)

- 1 応募者は、本コンペティションへの参加に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と費用負担においてこれを処理、解決するものとし、主催者及びその指定する者(協賛者を含みますがこれに限りません。)に何らの迷惑も掛けないものとしします。
- 2 応募者が本規約に違反し、又は不正若しくは違法の行為によって主催者に損害を及ぼしたときは、主催者は、当該応募者にその損害(直接又は間接、逸失利益か否かを問わず、対応に要した弁護士費用を含みます。)を賠償する請求することができるものとし、当該応募者は、これに応じるものとしします。

第 21 条 (譲渡禁止)

応募者及び入賞者は、主催者の事前の承諾を得ることなく、本規約に基づく権利義務及び応募者又は入賞者としての地位を第三者に譲渡し、貸与し、再許諾し、承継させ、又は担保の用に供してはならないものとしします。

第 22 条 (無効規定の分離)

本規約のいずれかの条項の規定が日本国内外の法令等により無効とされた場合においても、その無効とされた条項の規定は、本規約の残余の条項の規定の効力に一切影響しないものとしします。

第 23 条 (使用言語、準拠法及び合意管轄)

- 1 本コンペティションは、日本語で実施されるものとします。
- 2 本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
- 3 本コンペティション又は本規約に関し、主催者又は審査員と応募者、入賞者又は第三者との間で生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条（発効日等）

- 1 本規約は、2026 年 7 月 1 日より効力を生じるものとします。
- 2 本規約は必要に応じて随時改定できるものとします。発効に当たっては当公式サイトに掲載して告知するものとします。